別表第三十七号(第139条関係)

別衣第二十七号(第139余舆馀)		
登録一般放送に係る軽微な変更		
別表第31号別紙2及び別紙2の2 における記載事項		変更事項
1(2)設備の規模		引込端子の数
1 (4) 系統図	ヘッドエンド	1(6)の変更事項に係る部分
	設備	1(8)から1(10)まで、1(14)及び1(15)の変更事項に係る 部分
1 (5) 受信空中線系	受信空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海抜高又は地上高
	給電線	線種又はこう長
1(6)ヘッドエンド	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
1(7)自主放送装置		種類又は台数
1(8)中継増幅器		増幅することができる周波数の範囲又は同時に増幅す ることができる周波数の数
「1(9)分岐器、分配器及びタップオフ」に記載された事項		
1(10)分波器		種類、分波損失、端子間結合損失又は台数
「1(11)電源供給器」に記載された事項		
「1(12)保安装置」に記載された事項		
「1(14)その他の装置」に記載された事項		
1 (15) 線 路	幹線	架空及び地下の別又は線種
	分配線	架空及び地下の別、線種、こう長又は損失
	引込線	線種又は損失
「1(16)電柱」に記載された事項		
「1(17)線路等の電圧及び通信回線の電力」に記載された事項		
「3(1)電線等の離隔距離」に記載された事項		
「3(2)道路等との関係」に記載された事項		
備考として記載された事項		